

第12章 認定基準に適合していることの説明

本計画が「中心市街地の活性化に関する法律」第9条で定める3つの認定基準に適合していることを、改めて整理する。

基準	項目	説明
【第1号基準】 基本方針に適合する ものであること	意義及び目標に関する事項	第1章、第3章に記載
	認定の手続	第9章に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	第2章に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	第9章に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	第10章に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	第11章に記載
【第2号基準】 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	第4章、第5章、第6章、第7章、第8章に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	第3章に記載
【第3号基準】 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	第4章、第5章、第6章、第7章、第8章に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	第4章、第5章、第6章、第7章、第8章に記載

◇補足3 用語解説集

用語 ※50音順	解説
インバウンド	市外からの来街者、特に外国人来街者をいう
ウォーターフロント	海・川・湖などに面する水際の地帯。過密化する都市の新たな開発区域としての港湾、臨海部を指して使われることもある
大型店（大規模小売店舗）	店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗
公共交通	定められた路線を所定の停車を行いながら運行する、不特定の人によって利用される交通機関 バス・鉄道・路面電車などの交通機関が含まれ、特定の路線が定められていないタクシーも含む場合がある
高次都市機能	より質の高いサービス提供することが可能な都市機能
コミュニティ	一般的に地域共同体または地域共同社会と言われる。都市計画の分野では、主に住民相互の協力と連携による地域のまちづくり事業や身近な生活環境施設の整備事業などにおいて使われる
コンパクトシティ	少子高齢化、市街地拡散、環境負荷増大等の社会課題に対し、誰もが快適・便利に暮らせすことが出来るよう、様々な都市機能が中心市街地に集約したまち
市街地	住宅、商業、工業等の土地利用がなされている地域
市街地再開発事業	都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つ 市街地の土地の有効かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的とし、建築物と公共施設の整備を一体的に行う
しずまえ	静岡市駿河湾沿岸地域の愛称
親水空間	河川や海岸など、水辺の形態や規模によらず、水をテーマとして形成する空間であり、意図的に水と親しむことを目的としている
地域資源	農林水産・鉱工業品、景観、飲食、芸能など、特定の地域にのみ存在し、活用次第ではその地域の活性化に寄与し得るもの
中心市街地	小売商業・都市機能が相当程度集積し、市の中心としての役割を果たしている市街地。その市街地の都市機能増進・経済活力向上を推進することで、市全域や周辺市町村の発展にも有効である市街地
中心市街地活性化	中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上等を推進すること
低未利用地	本来、建築物等が建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていないもの
都市機能	住戸・医療・福祉・子育て支援・教育・文化・産業・業務・商業・交通・防災・環境など、日常生活を支える各分野・機能の総称
二峠六宿	静岡市内にある2つの峠（薩埵、宇津ノ谷）と、東海道五十三次のうちの6つの宿（蒲原、由比、興津、江尻、府中、丸子）のこと
バリアフリー	高齢者や身体に障がいのある方々が、社会参加する上での障壁を取り除くこと
ペDESTリアンデッキ	高架等によって車道から立体的に分離された歩行者専用の通路である。「歩行者回廊」「空中歩廊」「公共歩廊」とも言われる
MICE（マイス）	多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称